

岩手県地域防災計画（本編）
新旧対照表（案）

目 次

第1章 総則

第3節 他の法令に基づく計画との関係	1
第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第5節 県土の概況	3

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	5
第4節 気象業務整備計画	6
第5節 避難対策計画	8
第5節の2 災害医療体制整備計画	11
第7節 孤立化対策計画	12
第11節 ライフライン施設等安全確保計画	13
第13節 風水害予防計画	14
第14節 雪害予防計画	17
第15節 津波・高潮災害予防計画	18
第16節 土砂災害予防計画	20
第18節 林野火災予防計画	21
第20節 海上災害予防計画	22
第21節 災害対策基金確保計画	23
第23節 事業継続対策計画	24

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	25
第1節の2 広域防災拠点活動計画	26
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	29
第4節 情報の収集・伝達計画	33
第5節 広報広聴計画	39
第6節 交通確保・輸送計画	41
第7節 公安警備計画	42
第10節 県、市町村等応援協力計画	43
第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画	45
第14節 災害救助法の適用計画	46
第15節 避難・救出計画	47
第16節 医療・保健計画	50
第17節 食料、生活必需品等供給計画	52
第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	53
第21節 感染症予防計画	55
第22節 廃棄物処理・障害物除去計画	56
第26節 農畜産物応急対策計画	58
第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	59
第28節 ライフライン施設応急対策計画	60
第31節 林野火災応急対策計画	61

第4章 災害復旧・復興計画

第2節 生活の安定確保計画	62
---------------	----

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-1	<p>第3節 他の法令に基づく計画との関係</p> <p>この計画は、県の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第41条各号に掲げる水防計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。</p> <p>また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災対策については、同法第31条の規定に基づく岩手県石油コンビナート等防災計画による。</p>	<p>第3節 他の法令に基づく計画との関係</p> <p>1 <u>この計画の国土強靱化に関する部分は、強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく岩手県国土強靱化地域計画を指針とするものである。</u></p> <p>2 この計画は、県の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第41条各号に掲げる水防計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。</p> <p>また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災対策については、同法第31条の規定に基づく岩手県石油コンビナート等防災計画による。</p>
修正理由	○ 岩手県国土強靱化地域計画の策定に伴い、県地域防災計画との関係について規定するもの	

頁	現 計 画	修 正 案																										
1-1-3	第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1～3 [略]	第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1～3 [略]																										
1-1-6	4 指定公共機関	4 指定公共機関																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]											
機関名	業務の大綱																											
[略]																												
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	[略]																											
[略]																												
機関名	業務の大綱																											
[略]																												
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]																											
[略]																												
1-1-7																												
	5 [略]	5 [略]																										
1-1-8	6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般病院、診療所</td> <td>(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の<u>収容</u>及び医療救護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>一般運送事業者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ダム施設の管理者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		一般病院、診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>収容</u> 及び医療救護に関すること。	一般運送事業者	[略]	ダム施設の管理者	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般病院、診療所</td> <td>(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の<u>受入れ</u>及び医療救護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>一般運送事業者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般燃料供給事業者</td> <td>(1) 災害時における緊急通行車<u>両等への燃料の優先的な供給に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ダム施設の管理者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		一般病院、診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>受入れ</u> 及び医療救護に関すること。	一般運送事業者	[略]	一般燃料供給事業者	(1) 災害時における緊急通行車 <u>両等への燃料の優先的な供給に関すること。</u>	ダム施設の管理者	[略]	[略]	
機関名	業務の大綱																											
[略]																												
一般病院、診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>収容</u> 及び医療救護に関すること。																											
一般運送事業者	[略]																											
ダム施設の管理者	[略]																											
[略]																												
機関名	業務の大綱																											
[略]																												
一般病院、診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>受入れ</u> 及び医療救護に関すること。																											
一般運送事業者	[略]																											
一般燃料供給事業者	(1) 災害時における緊急通行車 <u>両等への燃料の優先的な供給に関すること。</u>																											
ダム施設の管理者	[略]																											
[略]																												
1-1-9																												
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定公共機関の合併等に伴い、所要の修正をするもの ○ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者として一般燃料供給事業者を追加するもの ○ その他所要の整備をするもの 																											

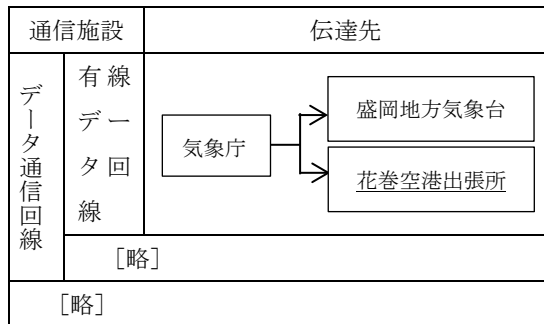
頁	現 計 画	修 正 案
1-1-10	<p>第5節 県土の概況</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>第5節 県土の概況</p> <p>1～3 [略]</p>
1-1-11	<p>4 気候</p> <p>(1) [略]</p>	<p>4 気候</p> <p>(1) [略]</p>
1-1-12	<p>(2) 気象災害</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(2) 気象災害</p> <p>ア・イ [略]</p>
1-1-13	<p>ウ 梅雨期の大雨</p> <p>梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃（7月中旬～下旬始め）梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心として降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例である。梅雨期の大雨記録としては、<u>昭和22年7月22日一関</u>の <u>285mm</u>が極値になっている。</p> <p>エ 夏の大雨と台風</p> <p>盛夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがある。日本に襲来する台風は7月～9月がおもであるが、東北地方では8月～9月に多い。暑いさかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやってくるので、被害の大きいことが多い。また上層風が弱いので進行が一般に遅く、進路も定まらずいわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難である。一般には本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、岩手県通過の際大雨を降らせることがある。なお大</p>	<p>ウ 梅雨期の大雨</p> <p>梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃（7月中旬～下旬始め）梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心として降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例である。梅雨期の大雨記録としては、<u>平成12年7月8日宮古</u>の <u>319mm</u>が極値になっている。</p> <p>エ 夏の大雨と台風</p> <p>盛夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがある。日本に襲来する台風は7月～9月がおもであるが、東北地方では8月～9月に多い。暑いさかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやってくるので、被害の大きいことが多い。また上層風が弱いので進行が一般に遅く、進路も定まらずいわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難である。一般には本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、岩手県通過の際大雨を降らせることがある。なお大</p> <p>雨記録として <u>昭和63年8月29日祭時</u>の <u>300mm</u></p>

1-1-14	<p>雨記録として <u>大正11年8月24日釜石市甲子</u>の289mmが極値となっている。</p> <p>オ 秋の長雨と台風</p> <p>夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨がある。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一たん北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性の大雨が秋の長雨である。岩手県における降水量のピークは7月と9月に現われるが、7月は梅雨前線による西部山沿い地方が主体であり、9月は秋雨前線による県北東部が主体となっている。岩手県に過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、<u>昭和23年9月</u>のアイオン台風が好例でこの時の住田町世田米の日降水量334mmがこれまでのすべての日雨量の最大記録となっている。</p>	<p>が極値となっている。</p> <p>オ 秋の長雨と台風</p> <p>夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨がある。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一たん北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性の大雨が秋の長雨である。岩手県における降水量のピークは7月と9月に現われるが、7月は梅雨前線による西部山沿い地方が主体であり、9月は秋雨前線による県北東部が主体となっている。岩手県に過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、<u>昭和23年9月16日</u>のアイオン台風が好例でこの時の住田町世田米の日降水量334mmがこれまでのすべての日雨量の最大記録となっている。</p>
修正理由	○ 所要の修正をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者 <u>の多様なニーズ</u> に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴い、所要の修正をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-2-8	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>航空気象業務施設</u></p> <table border="1" data-bbox="284 752 820 801"> <tr> <td>花巻空港出張所</td> </tr> </table> <p>(4) <u>地域気象観測システム（アメダス）</u></p> <table border="1" data-bbox="284 846 820 1167"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>[略]</td> <td>(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署2、特別地域気象観測所2、臨時地域気象観測所2を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	花巻空港出張所	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	[略]	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署2、特別地域気象観測所2、臨時地域気象観測所2を含む。	[略]			<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地域気象観測システム（アメダス）</u></p> <table border="1" data-bbox="900 846 1433 1167"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>[略]</td> <td>(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署2、特別地域気象観測所2、<u>航空気象観測所1</u>、臨時地域気象観測所2を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	[略]	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署2、特別地域気象観測所2、 <u>航空気象観測所1</u> 、臨時地域気象観測所2を含む。	[略]							
花巻空港出張所																										
施設名	箇所数	備考																								
地域気象観測所	[略]	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署2、特別地域気象観測所2、臨時地域気象観測所2を含む。																								
[略]																										
施設名	箇所数	備考																								
地域気象観測所	[略]	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署2、特別地域気象観測所2、 <u>航空気象観測所1</u> 、臨時地域気象観測所2を含む。																								
[略]																										
1-2-9	<p>(5) <u>地震・津波観測施設</u></p> <table border="1" data-bbox="284 1256 820 1800"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td>[略]</td> <td>気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、<u>洋野町種市</u>、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]			震度観測点	[略]	気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町	[略]			<p>(4) <u>地震・津波観測施設</u></p> <table border="1" data-bbox="900 1256 1433 1800"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td>[略]</td> <td>気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、<u>岩手洋野町種市</u>、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]			震度観測点	[略]	気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>岩手洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町	[略]		
施設名	箇所数	設置場所																								
[略]																										
震度観測点	[略]	気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町																								
[略]																										
施設名	箇所数	設置場所																								
[略]																										
震度観測点	[略]	気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>岩手洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町																								
[略]																										
1-2-10	<p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備すると</p>	<p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備すると</p>																								

ともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。



第4 防災知識の普及啓発の実施

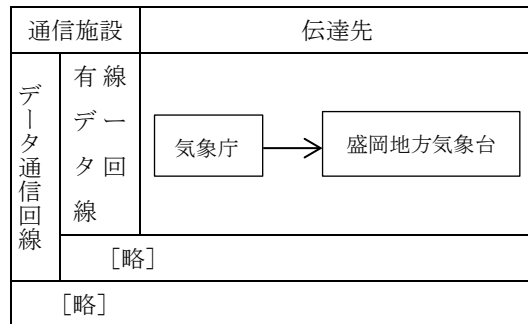
○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。

ア [略]

イ 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、要配慮者や一時滞在者に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。

ウ [略]

ともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。



第4 防災知識の普及啓発の実施

○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。

ア [略]

イ 住民への防災知識の普及啓発等に当たっては、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮する。

ウ [略]

修正理由

- 航空気象業務施設及び情報の伝達先から、花巻空港出張所を削除するもの
- 地域気象観測所として航空気象観測所を追加するもの
- 盛岡地方気象台が行う防災知識の普及啓発活動について、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮して行うことを明記するもの
- その他所要の整備をするもの

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-13	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、<u>避難場所</u>及び<u>避難所</u>（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>（以下「避難場所」という。）及び<u>指定避難所</u>（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>○ [略]</p>
1-2-14	<p>○ 市町村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に避難準備情報、避難勧告及び避難指示の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。</p> <p>○ <u>避難計画に盛り込む避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>避難計画の作成に当たっては、避難準備情報、避難勧告又は避難指示</u>を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。</p>	<p>○ 市町村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「<u>避難勧告等</u>という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている<u>地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</u></p> <p>○ <u>避難計画に盛り込む避難勧告等</u>の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>避難計画の作成に当たっては、避難勧告等</u>を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。</p> <p>○ <u>市町村は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、住民等の参加も考慮する。</u></p>

<p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 施設の管理者は、市町村、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項 等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p>○ 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の</p>	<p>○ <u>県は、市町村から求めがあった場合には、ハザードマップ等の作成に関し必要な助言等を行う。</u></p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 施設の管理者は、市町村、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。</p> <p>○ <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、<u>浸水の防止のための活動に関する事項</u>、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画</u>を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。<u>なお、当該計画の作成に当たっては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。</u></p> <p>○ <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告する。</u></p> <p>○ 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の</p>
--	--

<p>者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</p> <p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="276 797 815 1205"> <tr> <td data-bbox="276 797 403 1155">避難場所</td> <td data-bbox="403 797 815 1155"> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>収容できるような場所</u> であること。</p> <p>オ・カ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="276 1155 815 1205">[略]</td> </tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>収容できるような場所</u> であること。</p> <p>オ・カ [略]</p>	[略]		<p>者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。</p> <p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="887 797 1426 1205"> <tr> <td data-bbox="887 797 1015 1155">避難場所</td> <td data-bbox="1015 797 1426 1155"> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>受入れることができる</u> 場所であること。</p> <p>オ・カ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="887 1155 1426 1205">[略]</td> </tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>受入れることができる</u> 場所であること。</p> <p>オ・カ [略]</p>	[略]	
避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>収容できるような場所</u> であること。</p> <p>オ・カ [略]</p>								
[略]									
避難場所	<p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>受入れることができる</u> 場所であること。</p> <p>オ・カ [略]</p>								
[略]									
<p>修正理由</p>	<p>○ 市町村は、あらかじめ避難勧告等の発令範囲を設定するよう努めることを規定するもの</p> <p>○ 市町村は、避難計画の周知のため、ハザードマップ及び防災マップの作成等を行うよう努めることを規定するもの</p> <p>○ 県は、市町村が行うハザードマップ及び防災マップの作成について、助言等を行うことについて規定するもの</p> <p>○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者が作成する避難計画に係る規定について、見直しを行ったもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>								

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-19 1-2-20	<p>第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第3 岩手DMATの体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県は、岩手DMATの派遣・活動調整、活動支援等が効果的に行えるよう、災害時におけるDMATの活動調整機能を強化する。 	<p>第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第3 岩手DMATの体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県は、岩手DMATの派遣・活動調整、活動支援等が効果的に行えるよう、<u>ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて</u>、災害時におけるDMATの活動調整機能を強化する。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県はドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、災害時におけるDMATの活動調整機能を強化することについて規定するもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-26	<p style="text-align: center;">第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難先の検討</p>	<p style="text-align: center;">第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握する <u>とともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築する</u> など、予防対策に努める。</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難先の検討</p>
1-2-27	<p>市町村は、集落内に <u>指定避難所や避難ができる場所</u> がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、<u>安否確認を行うよう</u> に努める。</p> <p>3~5 [略]</p>	<p>市町村は、集落内に <u>避難場所等</u> がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、<u>避難先の確保</u> に努める。</p> <p>3~5 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正を行うもの	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-36	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ [略]</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ [略]</p> <p>1～3 [略]</p>
1-2-37	<p>4 ヘリコプターの活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害時においては、最寄りの技術センターが、ヘリコプターの基地（常設1箇所、臨時3箇所）の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。</p>	<p>4 ヘリコプターの活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害時においては、最寄りの技術センターが、ヘリコプターの基地（3箇所）の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。</p>
修正理由	<p>○ ヘリコプターの基地の箇所数について見直しを行うもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																											
1-2-45	<p style="text-align: center;">第 13 節 風水害予防計画</p> <p>第 2 河川改修事業</p> <p>○ 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて312河川、指定延長は3,120キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。 〔河川改修の状況 資料編2-13-1〕</p> <p>○ 県事業として、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="272 705 823 983"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>木賊川外 <u>6河川</u></td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>その他の河川改修事業</td> <td>南川外 <u>30河川</u></td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 ダム建設事業</p> <p>○ 直轄ダム建設事業は、<u>石淵、田瀬、湯田、四十四田 及び 御所</u>の5ダムが完成しており、現在、<u>北上川水系河川整備基本方針に基づいて計画されたダム群のうち、胆沢ダムの建設（昭和63年度～）</u>に入っている。</p> <p>○ 県営ダムの建設事業は、<u>8ダム</u>が完成し、現在、<u>3ダム</u>の建設を進めている。</p> <p>○ <u>北上川流域における洪水調節機能の強化を図るため、胆沢ダムの建設を促進するとともに、治水対策の強化を図るため、遠野第二ダム等の建設を進める。</u></p> <table border="1" data-bbox="277 1657 813 2110"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>備考</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ダム建設事業</td> <td>胆沢ダム</td> <td>昭63～平25</td> <td>特定多目的ダム</td> <td>2-13-2 2-13-3</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>築川ダム</td> <td>平4～</td> <td>多目的ダム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>津付ダム</td> <td>平12～</td> <td>治水ダム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>遠野第</td> <td>平3～</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	〔略〕			広域河川改修事業	木賊川外 <u>6河川</u>	〔略〕	その他の河川改修事業	南川外 <u>30河川</u>	〔略〕	事業名	施行箇所	施行年度	備考	資料編	多目的ダム建設事業	胆沢ダム	昭63～平25	特定多目的ダム	2-13-2 2-13-3	河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム		〃	津付ダム	平12～	治水ダム		〃	遠野第	平3～	〃		<p style="text-align: center;">第 13 節 風水害予防計画</p> <p>第 2 河川改修事業</p> <p>○ 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて312河川、指定延長は3,120キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。 〔河川改修の状況 資料編2-13-1〕</p> <p>○ 県事業として、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="887 705 1433 983"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>木賊川外 <u>8河川</u></td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>その他の河川改修事業</td> <td>南川外 <u>44河川</u></td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 ダム建設事業</p> <p>○ 直轄ダム建設事業は、<u>田瀬、湯田、四十四田、御所 及び胆沢</u>の5ダムが完成しており、現在、<u>北上川における洪水調節機能の強化が図られている。</u></p> <p>○ 県営ダムの建設事業は、<u>9ダム</u>が完成し、現在、<u>治水対策の強化を図るため築川ダム</u>の建設を進めている。</p> <table border="1" data-bbox="890 1657 1426 2110"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>備考</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>築川ダム</td> <td>平4～</td> <td>多目的ダム</td> <td>2-13-3</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	〔略〕			広域河川改修事業	木賊川外 <u>8河川</u>	〔略〕	その他の河川改修事業	南川外 <u>44河川</u>	〔略〕	事業名	施行箇所	施行年度	備考	資料編	河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム	2-13-3
事業名	施行箇所	施行年度																																																											
〔略〕																																																													
広域河川改修事業	木賊川外 <u>6河川</u>	〔略〕																																																											
その他の河川改修事業	南川外 <u>30河川</u>	〔略〕																																																											
事業名	施行箇所	施行年度	備考	資料編																																																									
多目的ダム建設事業	胆沢ダム	昭63～平25	特定多目的ダム	2-13-2 2-13-3																																																									
河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム																																																										
〃	津付ダム	平12～	治水ダム																																																										
〃	遠野第	平3～	〃																																																										
事業名	施行箇所	施行年度																																																											
〔略〕																																																													
広域河川改修事業	木賊川外 <u>8河川</u>	〔略〕																																																											
その他の河川改修事業	南川外 <u>44河川</u>	〔略〕																																																											
事業名	施行箇所	施行年度	備考	資料編																																																									
河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム	2-13-3																																																									

	2ダム	平22		
--	-----	-----	--	--

1-2-46

第5 農地防災事業

- [略]
- 老朽ため池事業 及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
[略]			
<u>老朽ため池事業</u>	[略]		
[略]			

第7 治山事業

- [略]
- 山地災害の多発化 傾向 に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止をはかる。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
山地治山事業	[略]	平9～平15	[略]
[略]			

1-2-47

第9 施設の管理

- [略]
- 当該事務の委託を受けた市町村は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

[河川水門管理要綱 及び河川水門管理委託箇所表
資料編2-13-12]

第10 浸水想定区域の公表及び周知

- 国土交通省及び県は、洪水予報河川又は水位情報周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を 浸水想定区域 として指定するとともに、浸水想定区域 及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村に通知する。

--	--	--	--	--

第5 農地防災事業

- [略]
- ため池整備事業 及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
[略]			
<u>ため池整備事業</u>	[略]		
[略]			

第7 治山事業

- [略]
- 山地災害の多発化 傾向 に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止をはかる。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
山地治山事業	[略]	平23～平26	[略]
[略]			

第9 施設の管理

- [略]
- 当該事務の委託を受けた市町村は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

[河川水門管理要綱 資料編2-13-12]

第10 浸水想定区域の公表及び周知

- 国土交通省及び県は、洪水予報河川又は水位情報周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を 洪水浸水想定区域 として指定するとともに、洪水浸水想定区域 及び浸水した場合に想定される水深 及び浸水継続時間等 を公表し、関係市町村に通知する。

- 市町村は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなく

	<p>○ 市町村は、<u>浸水想定区域</u> の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、<u>洪水予報</u> の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</p>	<p><u>なった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u></p> <p>○ 市町村は、<u>洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）</u> の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、<u>洪水予報等</u> の伝達方法、避難場所 <u>及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項</u> その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、<u>内水ハザードマップ</u> 等）の配布その他の必要な措置を講じる。</p>
修正理由	<p>○ 河川改修事業の施行箇所数について見直しを行うもの</p> <p>○ ダム建設事業に係る事業内容等について見直しを行うもの</p> <p>○ 農地防災事業に係る事業名について見直しを行うもの</p> <p>○ 治山事業の施行年度について見直しを行うもの</p> <p>○ 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定に関する事項について見直しを行うもの</p> <p>○ 市町村が洪水予報の伝達方法等の周知のため住民に配布する印刷物の例示として、内水ハザードマップを追加するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-2-48	<p style="text-align: center;">第 14 節 雪害予防計画</p> <p>第 2 雪崩防止対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 雪崩防止対策事業</p> <p>○ 雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="272 573 833 893"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>路線名</th> <th>事業概要</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>雪崩防止林造成事業</td> <td>安代町中川 原外1箇所</td> <td>[略]</td> <td>平9～ 平15</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編	[略]					雪崩防止林造成事業	安代町中川 原外1箇所	[略]	平9～ 平15	[略]	[略]					<p style="text-align: center;">第 14 節 雪害予防計画</p> <p>第 2 雪崩防止対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 雪崩防止対策事業</p> <p>○ 雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="888 573 1449 893"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>路線名</th> <th>事業概要</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>雪崩防止林造成事業</td> <td>葛巻町田部</td> <td>[略]</td> <td>平21～ 平25</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編	[略]					雪崩防止林造成事業	葛巻町田部	[略]	平21～ 平25	[略]	[略]				
事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編																																						
[略]																																										
雪崩防止林造成事業	安代町中川 原外1箇所	[略]	平9～ 平15	[略]																																						
[略]																																										
事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編																																						
[略]																																										
雪崩防止林造成事業	葛巻町田部	[略]	平21～ 平25	[略]																																						
[略]																																										
1-2-50	<p>第 5 医療の確保</p> <p>○ 次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="276 1124 825 1444"> <thead> <tr> <th>措置区分</th> <th>措置方法</th> <th>担当地域及び担当医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急医療</td> <td>救急患者の<u>収容</u>、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	措置区分	措置方法	担当地域及び担当医療機関	救急医療	救急患者の <u>収容</u> 、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。	[略]	[略]			<p>第 5 医療の確保</p> <p>○ 次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="895 1124 1444 1444"> <thead> <tr> <th>措置区分</th> <th>措置方法</th> <th>担当地域及び担当医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急医療</td> <td>救急患者の<u>受入れ</u>、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	措置区分	措置方法	担当地域及び担当医療機関	救急医療	救急患者の <u>受入れ</u> 、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。	[略]	[略]																								
措置区分	措置方法	担当地域及び担当医療機関																																								
救急医療	救急患者の <u>収容</u> 、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。	[略]																																								
[略]																																										
措置区分	措置方法	担当地域及び担当医療機関																																								
救急医療	救急患者の <u>受入れ</u> 、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。	[略]																																								
[略]																																										
修正理由	<p>○ 雪崩防止林造成事業について路線名及び施行年度について見直しを行うもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案																														
1-2-51	<p data-bbox="347 174 762 206">第 15 節 津波・高潮災害予防計画</p> <p data-bbox="256 264 627 295">第 2 津波・高潮災害予防事業</p> <p data-bbox="256 353 850 564">○ [略] ○ 防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波及び高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。</p> <table border="1" data-bbox="274 573 829 757"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策</td> <td>野田海岸外 8海岸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編	高潮対策	野田海岸外 8海岸	[略]	[略]	[略]	[略]					<p data-bbox="962 174 1377 206">第 15 節 津波・高潮災害予防計画</p> <p data-bbox="871 264 1241 295">第 2 津波・高潮災害予防事業</p> <p data-bbox="871 353 1468 564">○ [略] ○ 防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波及び高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。</p> <table border="1" data-bbox="888 573 1444 757"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策</td> <td>野田海岸外 9海岸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="871 808 1272 840">第 4 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p data-bbox="871 898 1468 1108">○ 県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p data-bbox="871 1122 1468 1422">○ 市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、高潮浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p data-bbox="871 1435 1468 2098">○ 高潮浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編	高潮対策	野田海岸外 9海岸	[略]	[略]	[略]	[略]				
事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編																												
高潮対策	野田海岸外 8海岸	[略]	[略]	[略]																												
[略]																																
事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編																												
高潮対策	野田海岸外 9海岸	[略]	[略]	[略]																												
[略]																																

		<p>○ <u>市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 海岸防災林造成事業の施行箇所数について見直しを行うもの</p> <p>○ 高潮浸水想定区域の指定等に関する事項について新たに規定するもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																				
1-2-53	<p style="text-align: center;">第 16 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 2 地すべり防止対策事業</p> <p>○ 地すべり危険区域、地すべり防止区域及び事業の実施状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="272 439 831 669"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管別</th> <th rowspan="2">危険区域</th> <th rowspan="2">防止区域</th> <th colspan="2">事業実施状況</th> <th rowspan="2">資料編</th> </tr> <tr> <th>既成</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>60</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3 [略]</p>	所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編	既成	工事中	[略]						林野庁	60	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						<p style="text-align: center;">第 16 節 土砂災害予防計画</p> <p>第 2 地すべり防止対策事業</p> <p>○ 地すべり危険区域、地すべり防止区域及び事業の実施状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="888 439 1447 669"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管別</th> <th rowspan="2">危険区域</th> <th rowspan="2">防止区域</th> <th colspan="2">事業実施状況</th> <th rowspan="2">資料編</th> </tr> <tr> <th>既成</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>44</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3 [略]</p>	所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編	既成	工事中	[略]						林野庁	44	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
所管別	危険区域				防止区域	事業実施状況		資料編																																														
		既成	工事中																																																			
[略]																																																						
林野庁	60	[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
[略]																																																						
所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編																																																	
			既成	工事中																																																		
[略]																																																						
林野庁	44	[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
[略]																																																						
1-2-55	<p>第 7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、<u>実況雨量及び</u> 気象庁が作成する降雨予測に基づく値が 5km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>ただし、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と盛岡地方気象台は、基準の見直しについて協議するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>第 7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が 5km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>ただし、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と盛岡地方気象台は、基準の見直しについて協議するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>																																																				
修正理由	<p>○ 地すべり危険区域の箇所数について見直しを行うもの</p> <p>○ 土砂災害警戒情報の発表基準について見直しを行うもの</p>																																																					

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-2-63	<p align="center">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1～4 [略]</p>	<p align="center">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1～4 [略]</p>																				
1-2-64	<p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="292 481 828 981"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>森林管理署等</td> <td>ア 強風注意報・乾燥注意報 <u>発令</u> 時のたき火、喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備 イ～エ [略]</td> </tr> <tr> <td>林業団体等</td> <td>ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報 <u>発令</u> 時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	[略]		森林管理署等	ア 強風注意報・乾燥注意報 <u>発令</u> 時のたき火、喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備 イ～エ [略]	林業団体等	ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報 <u>発令</u> 時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]	[略]		<p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="895 481 1431 981"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>森林管理署等</td> <td>ア 強風注意報・乾燥注意報 <u>発表</u> 時のたき火、喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備 イ～エ [略]</td> </tr> <tr> <td>林業団体等</td> <td>ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報 <u>発表</u> 時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	[略]		森林管理署等	ア 強風注意報・乾燥注意報 <u>発表</u> 時のたき火、喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備 イ～エ [略]	林業団体等	ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報 <u>発表</u> 時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]	[略]	
機関	実施事項																					
[略]																						
森林管理署等	ア 強風注意報・乾燥注意報 <u>発令</u> 時のたき火、喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備 イ～エ [略]																					
林業団体等	ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報 <u>発令</u> 時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]																					
[略]																						
機関	実施事項																					
[略]																						
森林管理署等	ア 強風注意報・乾燥注意報 <u>発表</u> 時のたき火、喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備 イ～エ [略]																					
林業団体等	ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報 <u>発表</u> 時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]																					
[略]																						
修正理由	○ 所要の整備をするもの																					

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-67	<p style="text-align: center;">第 20 節 海上災害予防計画</p> <p>第 3 防除体制の強化</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 第二管区海上保安本部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。</p> <p>[略]</p> <p>[<u>岩手県沿岸流出油等災害対策協議会</u>の状況 資料編2-20-2]</p>	<p style="text-align: center;">第 20 節 海上災害予防計画</p> <p>第 3 防除体制の強化</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 第二管区海上保安本部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。</p> <p>[略]</p> <p>[<u>岩手県沿岸排出油等防除協議会</u>の状況 資料編2-20-2]</p>
修正理由	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-69	<p style="text-align: center;">第 21 節 災害対策基金確保計画</p> <p>第 2 災害救助基金</p> <p>1 積立</p> <p>○ 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、同法 <u>第37条</u>の規定に基づき、災害救助基金を積み立てる。 〔災害救助基金の現在高調 資料編2-21-1〕</p> <p>2 運用等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害救助基金は、次に掲げる費用の財源に充てる必要があると認められるときに処分する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 同法第9条第1項の規定に基づき、各種施設の管理、土地、家屋、物資等の使用、物資の保管又は <u>収容</u> を命じた場合の損失補償に要する費用</p> <p>エ～カ [略]</p> </div>	<p style="text-align: center;">第 21 節 災害対策基金確保計画</p> <p>第 2 災害救助基金</p> <p>1 積立</p> <p>○ 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、同法 <u>第22条</u>の規定に基づき、災害救助基金を積み立てる。 〔災害救助基金の現在高調 資料編2-21-1〕</p> <p>2 運用等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害救助基金は、次に掲げる費用の財源に充てる必要があると認められるときに処分する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 同法第9条第1項の規定に基づき、各種施設の管理、土地、家屋、物資等の使用、物資の保管又は <u>収用</u> を命じた場合の損失補償に要する費用</p> <p>エ～カ [略]</p> </div>
修正理由	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-73	<p style="text-align: center;">第 23 節 事業継続対策計画</p> <p>第 2 事業継続計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、<u>庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。</u> 	<p style="text-align: center;">第 23 節 事業継続対策計画</p> <p>第 2 事業継続計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。 ○ <u>業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 災害時において優先して実施すべき業務</u> <u>イ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> <u>ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎</u> <u>エ 電気・水・食料等の確保に関する事項</u> <u>オ 通信手段の確保に関する事項</u> <u>カ 行政データのバックアップに関する事項</u>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業継続計画に定めるべき事項について、見直しを行うもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-1</p> <p>1-3-2</p> <p>1-3-4</p> <p>1-3-6</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）若しくは岩手県災害特別警戒本部（以下本節中「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p style="padding-left: 2em;">[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">〔<u>気象予報・警報の地域区分</u> 資料編 5-9〕</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準</p> <p>○ 災害警戒本部は、<u>気象予報・警報等</u> が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 災害特別警戒本部</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準</p> <p>○ 災害特別警戒本部は、<u>気象予報・警報等</u> が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。</p> <p>○ [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）若しくは岩手県災害特別警戒本部（以下本節中「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p style="padding-left: 2em;">[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">〔<u>気象警報等・天気予報の発表区域</u> 資料編 5-9〕</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準</p> <p>○ 災害警戒本部は、<u>気象警報等</u> が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 災害特別警戒本部</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準</p> <p>○ 災害特別警戒本部は、<u>気象警報等</u> が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。</p> <p>○ [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案										
<p>新設 1-3-19 の前</p>		<p style="text-align: center;"><u>第1節の2 広域防災拠点活動計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。</u></p> <p>2 <u>広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。</u></p> <p>第2 広域防災拠点の開設等</p> <p><u>県本部長、市町村本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。</u></p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="895 931 1437 1839"> <thead> <tr> <th data-bbox="895 931 1050 976">災害の種類</th> <th data-bbox="1050 931 1437 976">開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="895 976 1050 1115">地震災害</td> <td data-bbox="1050 976 1437 1115"><u>県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 1115 1050 1254">津波災害</td> <td data-bbox="1050 1115 1437 1254"><u>大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 1254 1050 1617">火山災害</td> <td data-bbox="1050 1254 1437 1617"><u>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 1617 1050 1839">その他</td> <td data-bbox="1050 1617 1437 1839"><u>県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めるとき</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 広域防災拠点の開設</p> <p>○ <u>県本部長は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を行うため必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。</u></p>	災害の種類	開設基準	地震災害	<u>県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>	津波災害	<u>大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>	火山災害	<u>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>	その他	<u>県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めるとき</u>
災害の種類	開設基準											
地震災害	<u>県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>											
津波災害	<u>大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>											
火山災害	<u>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>											
その他	<u>県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めるとき</u>											

- 県本部長は、広域防災拠点を開設するときは、災害の発生場所を考慮して、開設する広域防災拠点を選定する。
- 県本部長は、広域防災拠点を開設しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、開設に向けた必要な調整を行う。
- 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、必要に応じて職員を派遣する。
- 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、応急対策を実施する防災関係機関等の長に対し、具体的な場所、施設名等を明らかにして、広域防災拠点施設の利用可能状況等を連絡する。

3 広域防災拠点の運営

- 県本部長は、開設した広域防災拠点を運営するため、各広域防災拠点施設の管理者、市町村その他の防災関係機関等と連携を図る。
- 広域防災拠点施設の管理者は、県による運営に必要な協力体制の確保を図る。

4 廃止基準

- 県本部長は、県の地域に災害が発生するおそれがなくなると認めるとき、又は、概ね災害応急対策を終了したと認めるときは、広域防災拠点を廃止する。
- 県本部長は、広域防災拠点を廃止しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、廃止に向けた必要な調整を行う。

第3 広域防災拠点

1 広域支援拠点

- 県内で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を、盛岡・花巻エリアに配置する。

(1) 主な機能

NPO・防災ボランティア等への情報提供機能、支援部隊の現場活動支援機能、災害医療活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能

(2) 施設名

盛岡市アイスアリーナ、国立大学法人岩

		<p>手大学、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド、雫石総合運動公園、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館</p> <p>2 後方支援拠点</p> <p>○ <u>被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を、下記(2)イに記載のエリアに配置する。</u></p> <p>(1) 主な機能</p> <p><u>支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能、支援部隊の現場活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能、情報伝達収集機能</u></p> <p>(2) 施設名</p> <p>ア 二戸エリア</p> <p><u>堀野近隣公園、二戸市労働環境施設運動広場（大平球場）、二戸地区空中消火等補給基地、二戸市民文化会館、二戸広域観光物産センター（イベントホール・メッセホール部分）、一戸町総合運動公園</u></p> <p>イ 葛巻エリア</p> <p><u>ふれあい宿舎グリーンテージ、くずまき交流館プラトー、葛巻町総合運動公園、葛巻町立葛巻小学校、くずまき高原（道の駅）</u></p> <p>ウ 遠野エリア</p> <p><u>遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘</u></p> <p>エ 北上エリア</p> <p><u>北上総合運動公園、森山総合公園、トヨタ自動車東日本（株）岩手工場事務棟</u></p>
修正理由	○ 広域防災拠点の運用を開始することから、広域防災拠点活動計画を新設するもの	

頁	現 計 画	修 正 案																																							
1-3-19	第2節 気象予報・警報等の伝達計画	第2節 気象予報・警報等の伝達計画																																							
1-3-20	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア～エ [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア～エ [略]</p>																																							
1-3-25	<p>オ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 震度6弱以上の揺れを <u>予想する</u> 緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に <u>位置づける</u>。</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="292 891 823 1977"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・<u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u></td> <td><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			各地の震度に関する情報	[略]		その他の情報	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>	推計震度分布図	[略]		遠地地震に関する情報	[略]		<p>オ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 震度6弱以上の揺れを <u>予想した</u> 緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に <u>位置付けられる</u>。</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="900 891 1431 1977"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・<u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u></td> <td><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(ウ) 地震活動に関する解説情報等</p> <p>○ <u>気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			各地の震度に関する情報	[略]		その他の情報	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>	推計震度分布図	[略]		遠地地震に関する情報	[略]		<p>(ウ) 地震活動に関する解説情報等</p> <p>○ <u>気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発</u></p>		
種類	発表基準	内容																																							
[略]																																									
各地の震度に関する情報	[略]																																								
その他の情報	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>																																							
推計震度分布図	[略]																																								
遠地地震に関する情報	[略]																																								
種類	発表基準	内容																																							
[略]																																									
各地の震度に関する情報	[略]																																								
その他の情報	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>																																							
推計震度分布図	[略]																																								
遠地地震に関する情報	[略]																																								
<p>(ウ) 地震活動に関する解説情報等</p> <p>○ <u>気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発</u></p>																																									

<p>1-3-26</p>	<p>カ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。 [略] <p>(イ)・(ウ) [略]</p> <p>キ [略]</p>
<p>1-3-29</p>	<p>ク その他</p> <p><u>地震活動に関する解説情報等</u></p> <p><u>地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。</u></p> <p>(ア) <u>地震解説資料</u></p> <p><u>担当区域で大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料</u></p> <p>(イ) <u>管内地震活動図及び週間地震概況</u></p> <p><u>地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。</u></p> <p>(消防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法及び気象業務法に基づくもの)</p>

表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動図及び週間地震概況	月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

<p>カ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報等の種類と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。 [略] <p>(イ)・(ウ) [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク その他</p>	<p>(消防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法及び気象業務法に基づくもの)</p>
---	---

1-3-30

ア 一般河川等の 水防活動の利用に適合する
特別警報・警報・注意報

[略]

イ 指定河川洪水予報

	予報の 表題 (種類)	予報の <u>基準</u>	危険度 レベル
猿ヶ石川洪水予報	はん濫 注意情 報 (洪水 注意報)	基準地点の水位 が、はん濫注意水 位に <u>達し</u> 、さら に <u>上昇するおそ れがある</u> とき	[略]
	[略]		

(2) 伝達情報

1-3-31

<u>気象予報・警報 等の区分</u>	発表機 関	伝達系統
気象、高潮、波 浪、洪水につい ての予報及び 警報等並びに 火災気象通報	[略]	<u>気象予報・警報</u> 伝達 系統図 (資料編 3-2-3) のとおり。 土砂災害警戒情報 伝達系統図は(資料 編 3-2-4)のとおり。
<u>津波について の警報・注意報</u>	[略]	<u>津波警報・注意報</u> 伝達系統図 (資料編 3-2-5) のとおり。
[略]		
北上川上流水防 警報 (情報・警報)	[略]	<u>北上川上流</u> 水防警 報伝達系統図 (資料 編 3-2-8) のとおり。
県管理河川水防 警報	[略]	岩手県知事が行う 水防警報 <u>及び特別 警戒水位情報の</u> 伝 達系統図 (資料編 3-2-9) のとおり
[略]		
火災警報	[略]	<u>気象予報・警報</u> 伝達 系統図 (資料編 3-2-3) のとおり。

ア 水防活動の利用に適合する警報・注意報

[略]

イ 指定河川洪水予報

	予報の 表題 (種類)	予報の <u>概要</u>	危険度 レベル
猿ヶ石川洪水予報	はん濫 注意情 報 (洪水 注意報)	基準地点の水位 が、 <u>一定時間後 に</u> はん濫危険 水位に <u>達する と見込まれると き、又は、避難 判断水位に達し さらに 水位の 上昇が見込まれ るとき</u>	[略]
	[略]		

(2) 伝達情報

<u>種類</u>	発表機 関	伝達系統
気象、高潮、波 浪、洪水につい ての予報及び警 報等並びに火災 気象通報	[略]	<u>気象警報等</u> 伝達系 統図(資料編 3-2-3) のとおり。土砂災害 警戒情報伝達系統 図は(資料編 3-2-4) のとおり。
<u>津波警報等</u>	[略]	<u>津波警報等</u> 伝達系 統図(資料編 3-2-5) のとおり。
[略]		
北上川上流水防 警報 (情報・警報)	[略]	<u>国土交通省が行う</u> 水防警報伝達系統 図 (資料編 3-2-8) のとおり。
県管理河川水防 警報	[略]	岩手県知事が行う 水防警報伝達系統 図 (資料編 3-2-9) のとおり
[略]		
火災警報	[略]	<u>火災気象通報・火災 警報</u> 伝達系統図(資 料編 3-2-11) のと おり。

	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。 <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に <u>周知する</u> とともに、その内容を関係機関に通知する。 ○ [略] <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。 ○ <u>津波警報等及び気象特別警報等については、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。</u> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に <u>周知させる措置をとると</u> ともに、その内容を関係機関に通知する。 ○ [略] <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象予報・警報等の記載について見直しを行うもの ○ Jアラートを活用した情報の入手・伝達経路の複数化について規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																																												
1-3-40	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施機関</th> <th style="width: 25%;">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th style="width: 15%;">初期情報報告様式</th> <th style="width: 15%;">被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～9 [略] 10 高圧ガス、 火薬類施設 及び鉱山関 係の被害状 況 11～22 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	市町村本部長	1～9 [略] 10 高圧ガス、 火薬類施設 及び鉱山関 係の被害状 況 11～22 [略]	[略]		[略]				<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施機関</th> <th style="width: 25%;">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th style="width: 15%;">初期情報報告様式</th> <th style="width: 15%;">被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～9 [略] 10 高圧ガス 及び火薬類 施設の被害 状況 11～22 [略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	市町村本部長	1～9 [略] 10 高圧ガス 及び火薬類 施設の被害 状況 11～22 [略]	[略]		[略]																							
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																											
市町村本部長	1～9 [略] 10 高圧ガス、 火薬類施設 及び鉱山関 係の被害状 況 11～22 [略]	[略]																																												
[略]																																														
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																											
市町村本部長	1～9 [略] 10 高圧ガス 及び火薬類 施設の被害 状況 11～22 [略]	[略]																																												
[略]																																														
1-3-42	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株） ソフトバンク テレコム（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク モバイル（株）</td> <td style="width: 70%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株） ソフトバンク テレコム（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク モバイル（株）	[略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク （株）</td> <td style="width: 70%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク （株）	[略]	[略]																																					
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株） ソフトバンク テレコム（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク モバイル（株）	[略]																																													
[略]																																														
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク （株）	[略]																																													
[略]																																														
1-3-43	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課等</th> <th style="width: 20%;">地方支部班</th> <th style="width: 20%;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境生活部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> <td>福祉環境班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				環境生活部	[略]			環境保全課	福祉環境班	[略]	[略]			[略]				<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課等</th> <th style="width: 20%;">地方支部班</th> <th style="width: 20%;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境生活部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> <td>二</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				環境生活部	[略]			環境保全課	二	[略]	[略]			[略]			
部	課等	地方支部班	担当内容																																											
[略]																																														
環境生活部	[略]																																													
	環境保全課	福祉環境班	[略]																																											
	[略]																																													
[略]																																														
部	課等	地方支部班	担当内容																																											
[略]																																														
環境生活部	[略]																																													
	環境保全課	二	[略]																																											
	[略]																																													
[略]																																														

<p>1-3-46</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。 ○ 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。 ア～ウ [略] <u>エ 孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定地域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。</u> ○ [略] 	<p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。 ○ <u>市町村本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。</u> ○ 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。 ア～ウ [略] ○ [略]
<p>1-3-47</p>	<p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村の被害状況を取りまとめの上、消防庁に報告するとともに、関係機関及び必要と認める地方公共団体に対して報告し、又は通報若しくは連絡する。 ○ [略] <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村の被害状況を取りまとめ、<u>関係機関と連携し精査を行った上で、</u>消防庁に報告するとともに、関係機関及び必要と認める地方公共団体に対して報告し、又は通報若しくは連絡する。 ○ [略] <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

頁	現 計 画
1-3-47	<p>3 災害情報の報告要領 (1)～(4) [略]</p>
1-3-49	<p>(5) 報告の系統</p> <p>○ 市町村本部長その他の防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。</p> <pre> graph TD A[内閣総理大臣 内閣府] B[関係省庁 消防庁] C[県本部長] D[主管部長] E[主管課等の長 (本部連絡員)] F[各課長] G[防災関係機関の長] H[地方支部班長 (支部連絡員)] I[市町村本部長 消防機関の長] J[総務部長] K[総合防災室長 (本部室)] L[地方支部長] G --> I I --> H H --> J J --> K K --> E E --> D D --> C C --> B B --> A I -.-> B H -.-> J K -.-> B C -.-> B </pre>

頁	修 正 案
1-3-47	<p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
1-3-49	<p>(5) 報告の系統</p> <p>○ 市町村本部長その他の防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。</p>

頁	現 計 画		
1-3-52	報告区分別系統図		
	様式	報告区分	報告系統
	[略]		
	9	[略]	
[略]			
1-3-57	I	[略]	
[略]			

頁	修正案												
1-3-52	報告区分別系統図												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>[略]</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	[略]	[略]	[略]	9	[略]		[略]	[略]	[略]
様式	報告区分	報告系統											
[略]	[略]	[略]											
9	[略]												
[略]	[略]	[略]											
1-3-57	I	[略]											
[略]	[略]												
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定公共機関の合併等に伴い、所要の修正をするもの ○ 鉾山関係被害に係る報告系統について見直しを行うもの ○ 市町村による孤立地域の被害状況及び備蓄状況等の把握について規定するもの ○ 県は被害状況のとりまとめに関し、防災関係機関と精査を行うことについて規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 												

頁	現 計 画	修 正 案								
1-3-60	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	
実施機関	広報広聴活動の内容									
[略]										
実施機関	広報広聴活動の内容									
[略]										
1-3-61	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"> 東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>	[略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"> 東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]	[略]	
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>	[略]									
[略]										
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]									
[略]										
1-3-64	<p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県民等に対する広報</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 広報の実施</p> <p style="margin-left: 40px;">○ 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の県民等に必要な広報を的確に行う。</p> <p style="margin-left: 40px;">○ 県本部長は、その収集した情報及び(1)により提供を受けた広報資料等を取りまとめ、必要な広報を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ [略]</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 広報の方法</p> <p style="margin-left: 40px;">○ 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。</p> <p style="margin-left: 40px;">○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県民等に対する広報</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 広報の実施</p> <p style="margin-left: 40px;">○ 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の県民等に必要な広報を的確に行う。</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>○ 報道機関は、県及び市町村が災害情報システムからLアラートへ送信した情報について、県民等に広報を行うよう努める。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">○ 県本部長は、その収集した情報及び(1)により提供を受けた広報資料等を取りまとめ、必要な広報を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ [略]</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 広報の方法</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>○ 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">○ 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。</p> <p style="margin-left: 40px;">○ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>								

	2・3 [略]	2・3 [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定公共機関の合併等に伴い、所要の修正をするもの ○ 報道機関は、災害情報共有システム（Lアラート）に入力された情報について、県民に広報を行うよう努めることを規定するもの ○ 災害広報の実施者は、ポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めることを規定するもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-68</p> <p>1-3-70</p> <p>1-3-71</p>	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 交通拠点</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 釜石自動車道 花巻空港 IC、東和 IC、宮守 IC</p> <p>○ [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>県及び市町村は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。</u></p> <p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 交通拠点</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 釜石自動車道 花巻空港 IC、東和 IC、<u>江刺田瀬 IC</u>、宮守 IC、<u>遠野 IC</u></p> <p>○ [略]</p> <p>3～6 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 県及び市町村は、防災関係機関による災害応急対策の支援のため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保並びに管理者との情報共有に努めることについて規定するもの</p> <p>○ 交通拠点について所要の修正をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-79</p> <p>第4 実施要領</p> <p>1~5 [略]</p> <p>1-3-82</p> <p>6 交通規制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 公安部長は、交通規制を円滑に実施するため、<u>警備業者等と交通誘導に係る応援協定を締結するよう</u>に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>7~11 [略]</p>	<p>第7節 公安警備計画</p> <p>第4 実施要領</p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 交通規制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 公安部長は、交通規制を円滑に実施するため、<u>交通信号機等の交通安全施設の復旧、交通誘導等に係る応援協定の効果的運用</u>に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>7~11 [略]</p>	<p>第7節 公安警備計画</p> <p>第4 実施要領</p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 交通規制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 公安部長は、交通規制を円滑に実施するため、<u>交通信号機等の交通安全施設の復旧、交通誘導等に係る応援協定の効果的運用</u>に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>7~11 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 交通安全施設の復旧等に係る協定の締結に伴い、公安部による災害時の交通規制に係る業務について見直しを行うもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-3-90	<p>第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>課等</td> <td>地 方 支 部 班</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	部	課等	地 方 支 部 班	担当業務	[略]				<p>第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>課等</td> <td>地 方 支 部 班</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	部	課等	地 方 支 部 班	担当業務	[略]																							
部	課等	地 方 支 部 班	担当業務																																			
[略]																																						
部	課等	地 方 支 部 班	担当業務																																			
[略]																																						
1-3-93	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">農林 水産 部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>流通 課</td> <td>[略]</td> <td>1 米穀の調達に係る <u>東北農政局岩手農政事務所</u> に対するあつせん要請 2~4 [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業 振興 課</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 木材の調達に係る <u>県木材協同組合連合会</u> に対するあつせん要請 2 木炭の調達に係る <u>県木炭協会及び 県木炭移送協同組合</u> に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	農林 水産 部	[略]			流通 課	[略]	1 米穀の調達に係る <u>東北農政局岩手農政事務所</u> に対するあつせん要請 2~4 [略]	林業 振興 課	[略]					1 木材の調達に係る <u>県木材協同組合連合会</u> に対するあつせん要請 2 木炭の調達に係る <u>県木炭協会及び 県木炭移送協同組合</u> に対するあつせん要請	[略]				<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">農林 水産 部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>流通 課</td> <td>[略]</td> <td>1 米穀の調達に係る <u>農林水産省政策統括官</u> に対するあつせん要請 2~4 [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業 振興 課</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 木材の調達に係る <u>県森林組合連合会及び 県木材産業協同組合</u> に対するあつせん要請 2 木炭の調達に係る <u>県木炭協会及び 県木炭移出協同組合</u> に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	農林 水産 部	[略]			流通 課	[略]	1 米穀の調達に係る <u>農林水産省政策統括官</u> に対するあつせん要請 2~4 [略]	林業 振興 課	[略]					1 木材の調達に係る <u>県森林組合連合会及び 県木材産業協同組合</u> に対するあつせん要請 2 木炭の調達に係る <u>県木炭協会及び 県木炭移出協同組合</u> に対するあつせん要請	[略]			
農林 水産 部	[略]																																					
	流通 課	[略]	1 米穀の調達に係る <u>東北農政局岩手農政事務所</u> に対するあつせん要請 2~4 [略]																																			
林業 振興 課	[略]																																					
			1 木材の調達に係る <u>県木材協同組合連合会</u> に対するあつせん要請 2 木炭の調達に係る <u>県木炭協会及び 県木炭移送協同組合</u> に対するあつせん要請																																			
[略]																																						
農林 水産 部	[略]																																					
	流通 課	[略]	1 米穀の調達に係る <u>農林水産省政策統括官</u> に対するあつせん要請 2~4 [略]																																			
林業 振興 課	[略]																																					
			1 木材の調達に係る <u>県森林組合連合会及び 県木材産業協同組合</u> に対するあつせん要請 2 木炭の調達に係る <u>県木炭協会及び 県木炭移出協同組合</u> に対するあつせん要請																																			
[略]																																						
1-3-94	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">県土 整備 部</td> <td rowspan="2">建築 住宅 課</td> <td>土 木 班</td> <td>1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る <u>(社)プレハブ建築協会</u> に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	県土 整備 部	建築 住宅 課	土 木 班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る <u>(社)プレハブ建築協会</u> に対するあつせん要請	—	[略]	[略]				<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">県土 整備 部</td> <td rowspan="2">建築 住宅 課</td> <td>土 木 班</td> <td>1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る <u>(一社)プレハブ建築協会</u> に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	県土 整備 部	建築 住宅 課	土 木 班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る <u>(一社)プレハブ建築協会</u> に対するあつせん要請	—	[略]	[略]																			
県土 整備 部	建築 住宅 課			土 木 班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る <u>(社)プレハブ建築協会</u> に対するあつせん要請																																	
		—	[略]																																			
[略]																																						
県土 整備 部	建築 住宅 課	土 木 班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る <u>(一社)プレハブ建築協会</u> に対するあつせん要請																																			
		—	[略]																																			
[略]																																						
1-3-95	<p>第3 実施要領</p> <p>1 市町村の相互協力</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">地域 名</th> <th rowspan="2">構成市町村</th> <th colspan="2">応援調整市町村</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>副</th> </tr> </table>	地域 名	構成市町村	応援調整市町村		正	副	<p>第3 実施要領</p> <p>1 市町村の相互協力</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">地域 名</th> <th rowspan="2">構成市町村</th> <th colspan="2">応援調整市町村</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>副</th> </tr> </table>	地域 名	構成市町村	応援調整市町村		正	副																								
地域 名	構成市町村			応援調整市町村																																		
		正	副																																			
地域 名	構成市町村	応援調整市町村																																				
		正	副																																			

	<table border="1"> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> <tr><td>胆江</td><td>奥州市、<u>金ヶ崎町</u></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> </table>	[略]				胆江	奥州市、 <u>金ヶ崎町</u>	[略]	[略]	[略]				<table border="1"> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> <tr><td>胆江</td><td>奥州市、<u>金ヶ崎町</u></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> </table>	[略]				胆江	奥州市、 <u>金ヶ崎町</u>	[略]	[略]	[略]			
[略]																										
胆江	奥州市、 <u>金ヶ崎町</u>	[略]	[略]																							
[略]																										
[略]																										
胆江	奥州市、 <u>金ヶ崎町</u>	[略]	[略]																							
[略]																										
	2～7 [略]	2～7 [略]																								
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流通課が行う米穀の調達に係る要請先について見直しを行うもの ○ 林業振興課が行う木材及び木炭の調達に係る要請先について見直しを行うもの ○ その他所要の整備をするもの 																									

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-110	<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="290 439 828 712"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当 業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>商工労働</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光部</td> <td><u>企業立地推進課</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当 業務	[略]				商工労働	[略]			観光部	<u>企業立地推進課</u>	[略]		<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="896 439 1434 712"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当 業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>商工労働</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光部</td> <td><u>ものづくり自動車</u> <u>産業振興室</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当 業務	[略]				商工労働	[略]			観光部	<u>ものづくり自動車</u> <u>産業振興室</u>	[略]	
部	課等	地方支 部班	担当 業務																															
[略]																																		
商工労働	[略]																																	
観光部	<u>企業立地推進課</u>	[略]																																
部	課等	地方支 部班	担当 業務																															
[略]																																		
商工労働	[略]																																	
観光部	<u>ものづくり自動車</u> <u>産業振興室</u>	[略]																																
修正理由	○ 組織改編に伴い、所要の修正をするもの																																	

頁	現 計 画	修 正 案																								
<p>1-3-112</p> <p>1-3-113</p>	<p>第 14 節 災害救助法の適用計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p> <p>○ [略]</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 （市町村人口は、平成 22 年国勢調査に基づく）</p> <table border="1" data-bbox="300 663 831 1160"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村人口区分</th> <th rowspan="2">左の区分に該当する市町村</th> <th colspan="2">法適用基準</th> <th rowspan="2">小災害内規運用基準（滅失世帯）</th> </tr> <tr> <th>市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-1）</th> <th>県内1,500世帯滅失世帯（令1-1-2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、<u>金ヶ崎町</u>、大槌町、山田町、洋野町</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって <u>厚生労働省令</u> で定める基準に該当する場合 ①・② [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	法適用基準		小災害内規運用基準（滅失世帯）	市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-1）	県内1,500世帯滅失世帯（令1-1-2）	15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、 <u>金ヶ崎町</u> 、大槌町、山田町、洋野町	[略]	[略]	[略]	<p>第 14 節 災害救助法の適用計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p> <p>○ [略]</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 （市町村人口は、平成 22 年国勢調査に基づく）</p> <table border="1" data-bbox="900 663 1431 1160"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村人口区分</th> <th rowspan="2">左の区分に該当する市町村</th> <th colspan="2">法適用基準</th> <th rowspan="2">小災害内規運用基準（滅失世帯）</th> </tr> <tr> <th>市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-1）</th> <th>県内1,500世帯滅失世帯（令1-1-2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、<u>金ヶ崎町</u>、大槌町、山田町、洋野町</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって <u>内閣府令</u> で定める基準に該当する場合 ①・② [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	法適用基準		小災害内規運用基準（滅失世帯）	市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-1）	県内1,500世帯滅失世帯（令1-1-2）	15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、 <u>金ヶ崎町</u> 、大槌町、山田町、洋野町	[略]	[略]	[略]
市町村人口区分	左の区分に該当する市町村			法適用基準			小災害内規運用基準（滅失世帯）																			
		市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-1）	県内1,500世帯滅失世帯（令1-1-2）																							
15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、 <u>金ヶ崎町</u> 、大槌町、山田町、洋野町	[略]	[略]	[略]																						
市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	法適用基準		小災害内規運用基準（滅失世帯）																						
		市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-1）	県内1,500世帯滅失世帯（令1-1-2）																							
15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、 <u>金ヶ崎町</u> 、大槌町、山田町、洋野町	[略]	[略]	[略]																						
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正をするもの</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案												
<p>1-3-116</p> <p>1-3-118</p> <p>1-3-119</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <p>○ 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失することなく、避難勧告等を行う。</p> <p>○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>○ 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>[報告又は通知事項]</p> <p>[略]</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <table border="1" data-bbox="304 1966 831 2056"> <tr> <td>報告又は通知義務者</td> <td>報告又は通知先</td> <td>根拠法令</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令	[略]			<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <p>○ 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、<u>対象地域を適切に設定し</u>、時期を失することなく、避難勧告等を行う。</p> <p>○ <u>市町村本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で避難準備情報を発令することを検討する。</u></p> <p>○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>○ <u>市町村は、避難勧告等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。</u></p> <p>○ 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>[報告又は通知事項]</p> <p>[略]</p> <p>[法令に基づく報告又は通知義務]</p> <table border="1" data-bbox="898 1966 1425 2056"> <tr> <td>報告又は通知義務者</td> <td>報告又は通知先</td> <td>根拠法令</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令	[略]		
報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令												
[略]														
報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令												
[略]														

	<table border="1"> <tr> <td>警察官、海上保安官</td> <td>[略]</td> <td>災害対策基本法 第61条第2項</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	警察官、海上保安官	[略]	災害対策基本法 第61条第2項	[略]			<table border="1"> <tr> <td>警察官、海上保安官</td> <td>[略]</td> <td>災害対策基本法 第61条第3項</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 避難場所の開設</p> <p>○ <u>市町村本部長は、避難勧告等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開設する。</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、避難場所を開設した場合は、開設日時及び場所等について、住民等に周知する。</u></p>	警察官、海上保安官	[略]	災害対策基本法 第61条第3項	[略]		
警察官、海上保安官	[略]	災害対策基本法 第61条第2項												
[略]														
警察官、海上保安官	[略]	災害対策基本法 第61条第3項												
[略]														
1-3-122	<p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>												
1-3-123	<p>5 帰宅困難者対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は <u>避難所への収容</u> が必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への <u>収容</u> を行う。</p> <p>6 [略]</p>	<p>6 帰宅困難者対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は <u>避難所での受入れ</u> が必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への <u>受入れ</u> を行う。</p> <p>7 [略]</p>												
1-3-124	<p>7 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>○ 災害の規模、避難者の <u>収容状況</u> 等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>8 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>○ 災害の規模、避難者の <u>受入れ状況</u> 等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>												

1-3-128	<u>8</u> [略]	<u>9</u> [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令に当たっては、発令範囲を適切に設定することについて規定するもの ○ 夜間及び早朝に災害が発生するおそれがある場合において、市町村は早めの段階で避難準備情報の発令を検討することについて規定するもの ○ 市町村は、避難勧告等の発令範囲又は解除等について、助言を求めることができるようあらかじめ県等との連絡体制を整備しておくことについて規定するもの ○ 市町村は避難勧告等を発令した場合は、災害に応じた避難場所を開設し、住民等への周知を行うことについて規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																
1-3-130 1-3-131	<p style="text-align: center;">第 16 節 医療・保健計画</p> <p>第 3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="272 528 825 1084"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">県</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>2チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立胆沢病院</td> <td>2チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td>1チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立釜石病院</td> <td>1チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td>1チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立二戸病院</td> <td>2チーム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] 	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	[略]		[略]	県立中部病院	2チーム		県立胆沢病院	2チーム		[略]			県立大船渡病院	1チーム		県立釜石病院	1チーム		県立宮古病院	1チーム		[略]			県立二戸病院	2チーム		<p style="text-align: center;">第 16 節 医療・保健計画</p> <p>第 3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="882 528 1434 1084"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">県</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>3チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立胆沢病院</td> <td>3チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td>2チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立釜石病院</td> <td>2チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td>2チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立二戸病院</td> <td>1チーム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] 	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	[略]		[略]	県立中部病院	3チーム		県立胆沢病院	3チーム		[略]			県立大船渡病院	2チーム		県立釜石病院	2チーム		県立宮古病院	2チーム		[略]			県立二戸病院	1チーム	
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																															
県	[略]		[略]																																																															
	県立中部病院	2チーム																																																																
	県立胆沢病院	2チーム																																																																
	[略]																																																																	
	県立大船渡病院	1チーム																																																																
	県立釜石病院	1チーム																																																																
	県立宮古病院	1チーム																																																																
	[略]																																																																	
	県立二戸病院	2チーム																																																																
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																															
県	[略]		[略]																																																															
	県立中部病院	3チーム																																																																
	県立胆沢病院	3チーム																																																																
	[略]																																																																	
	県立大船渡病院	2チーム																																																																
	県立釜石病院	2チーム																																																																
	県立宮古病院	2チーム																																																																
	[略]																																																																	
	県立二戸病院	1チーム																																																																
1-3-132	<p>2 医療救護班・歯科医療救護班の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 災害時における医療（歯科医療を除く。）、助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療救護班」を編成する。 <p style="text-align: center;">〔医療救護班編成表 資料編 3-16-4〕</p> <table border="1" data-bbox="276 1534 828 1776"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>医療救護班数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>[略]</td> <td>20班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>3～6 [略]</p>	医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準	[略]			[略]	県	[略]	20班		[略]				<p>2 医療救護班・歯科医療救護班の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 災害時における医療（歯科医療を除く。）、助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療救護班」を編成する。 <p style="text-align: center;">〔医療救護班編成表 資料編 3-16-4〕</p> <table border="1" data-bbox="895 1534 1431 1776"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>医療救護班数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>[略]</td> <td>21班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>3～6 [略]</p>	医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準	[略]			[略]	県	[略]	21班		[略]																																			
医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準																																																															
[略]			[略]																																																															
県	[略]	20班																																																																
[略]																																																																		
医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準																																																															
[略]			[略]																																																															
県	[略]	21班																																																																
[略]																																																																		
1-3-137	<p>第 7 災害中長期における医療体制</p> <p>1 [略]</p>	<p>第 7 災害中長期における医療体制</p> <p>1 [略]</p>																																																																

2 健康管理活動の実施

- 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

[健康管理活動班編成表 資料編 3-16-11]

医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準
[略]			[略]
岩手県	保健医療班	20班	

- [略]
- 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア [略]
 - イ 避難所に 収容されている 被災者に対する健康教育
 - ウ [略]
- [略]

1-3-138

1-3-140

医療・健康管理活動の情報連絡系統図

[略]

[略]

[略]

県立病院DMAT
 (16チーム)

県立病院班
 (20班)

2 健康管理活動の実施

- 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

[健康管理活動班編成表 資料編 3-16-11]

医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準
[略]			[略]
岩手県	保健医療班	9班	

- [略]
- 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア [略]
 - イ 避難所に おける 被災者に対する健康教育
 - ウ [略]
- [略]

医療・健康管理活動の情報連絡系統図

[略]

[略]

[略]

県立病院DMAT
 (20チーム)

県立病院班
 (21班)

修正理由

- 岩手DMAT数、医療救護班及び健康管理活動班数について見直しを行うもの
- その他所要の整備をするもの

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-141	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="292 304 828 580"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北農政局（盛岡地域センター、奥州地域センター）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		東北農政局（盛岡地域センター、奥州地域センター）	[略]	[略]		<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="898 304 1434 580"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北農政局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		東北農政局	[略]	[略]	
実施機関	担当業務																	
[略]																		
東北農政局（盛岡地域センター、奥州地域センター）	[略]																	
[略]																		
実施機関	担当業務																	
[略]																		
東北農政局	[略]																	
[略]																		
1-3-142	<p>第3 実施要領</p> <p>1 物資の支給対象者</p> <p>○ 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。</p> <p>ア <u>避難所に収容され、又は避難場所に避難した者</u>で、物資の持ち合わせのない者 イ～オ [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 物資の支給対象者</p> <p>○ 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。</p> <p>ア <u>避難所</u>又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者 イ～オ [略]</p> <p>2～8 [略]</p>																
修正理由	○ 所要の整備をするもの																	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-149	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="295 439 818 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>—</td> <td>1 〔略〕 2 他の都道府県等に対する被災者の <u>一時収容</u> のための施設の提供及びあっせん要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>	部	課	地方支部班	担当業務	総務部	総合防災室	—	1 〔略〕 2 他の都道府県等に対する被災者の <u>一時収容</u> のための施設の提供及びあっせん要請	〔略〕				<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="896 439 1420 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>—</td> <td>1 〔略〕 2 他の都道府県等に対する被災者の <u>一時受入れ</u> のための施設の提供及びあっせん要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>	部	課	地方支部班	担当業務	総務部	総合防災室	—	1 〔略〕 2 他の都道府県等に対する被災者の <u>一時受入れ</u> のための施設の提供及びあっせん要請	〔略〕			
部	課	地方支部班	担当業務																							
総務部	総合防災室	—	1 〔略〕 2 他の都道府県等に対する被災者の <u>一時収容</u> のための施設の提供及びあっせん要請																							
〔略〕																										
部	課	地方支部班	担当業務																							
総務部	総合防災室	—	1 〔略〕 2 他の都道府県等に対する被災者の <u>一時受入れ</u> のための施設の提供及びあっせん要請																							
〔略〕																										
1-3-150	<p>(3) 建設場所の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 〔略〕 ○ 被災者を集団的に <u>収容する</u> 応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。 ○ 〔略〕 <p>(4) 資材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県本部長は、あらかじめ、(社)プレハブ建築協会と災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備する。 <p>〔製材品供給可能概数 資料編3-20-1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 〔略〕 <p>(5)～(8) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(3) 建設場所の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 〔略〕 ○ 被災者を集団的に <u>受け入れる</u> 応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。 ○ 〔略〕 <p>(4) 資材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県本部長は、あらかじめ、(一社)プレハブ建築協会と災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備する。 <p>〔製材品供給可能概数 資料編3-20-1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 〔略〕 <p>(5)～(8) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>																								
1-3-151	<p>3 公営住宅への入居のあっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 〔略〕 ○ 県本部長は、県内の公営住宅等では不足する場合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に対して、被災者の <u>一時収容</u> のための施設の提供及びあっせんを要請する。 	<p>3 公営住宅への入居のあっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 〔略〕 ○ 県本部長は、県内の公営住宅等では不足する場合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に対して、被災者の <u>一時受入れ</u> のための施設の提供及びあっせんを要請する。 																								

	4～6 [略]	4～6 [略]
修正理由	○ 所要の整備をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-155	<p style="text-align: center;">第 21 節 感染症予防計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="288 394 828 804"> <tr> <td>部</td> <td>課等</td> <td>地方 支部 班</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉 部</td> <td>医療 政策 室</td> <td>[略]</td> <td>1・2 [略]</td> </tr> </table>	部	課等	地方 支部 班	担当業務	[略]				保健	[略]			福祉 部	医療 政策 室	[略]	1・2 [略]	<p style="text-align: center;">第 21 節 感染症予防計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="892 394 1431 804"> <tr> <td>部</td> <td>課等</td> <td>地方 支部 班</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉 部</td> <td>医療 政策 室</td> <td>[略]</td> <td>1・2 [略] 3 岩手県災害派遣福祉 チーム（I C A T）の 派遣要請等の実施</td> </tr> </table>	部	課等	地方 支部 班	担当業務	[略]				保健	[略]			福祉 部	医療 政策 室	[略]	1・2 [略] 3 岩手県災害派遣福祉 チーム（I C A T）の 派遣要請等の実施
部	課等	地方 支部 班	担当業務																															
[略]																																		
保健	[略]																																	
福祉 部	医療 政策 室	[略]	1・2 [略]																															
部	課等	地方 支部 班	担当業務																															
[略]																																		
保健	[略]																																	
福祉 部	医療 政策 室	[略]	1・2 [略] 3 岩手県災害派遣福祉 チーム（I C A T）の 派遣要請等の実施																															
1-3-157	<p>第 3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 健康診断(疫学調査班及び疫学調査協力班)</p> <p>○ 県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づく健康診断を実施する。</p> <p>[防疫関係法（抜すい） 資料編 3-21-2]</p> <p>(4)～(11) [略]</p>	<p>第 3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 健康診断(疫学調査班及び疫学調査協力班)</p> <p>○ 県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づく健康診断を実施する。</p> <p>[感染症予防関係法（抜すい） 資料編 3-21-2]</p> <p>(4)～(11) [略]</p>																																
修正理由	<p>○ 医療政策室の業務として、岩手県災害派遣福祉チーム（I C A T）の派遣要請等の実施を追加するもの</p> <p>○ 所要の整備をするもの</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案												
<p>1-3-159</p> <p>1-3-160</p>	<p>第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。 <table border="1" data-bbox="288 842 828 1120"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 3 次対策</td> <td>ア・イ [略] ウ これらの廃棄物のうち建設 材等については、<u>路盤材等に再利用するよう努める。</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。 ○ [略] ○ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市町村本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。 <p>2 し尿処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処 	区分	処理内容	[略]		第 3 次対策	ア・イ [略] ウ これらの廃棄物のうち建設 材等については、 <u>路盤材等に再利用するよう努める。</u>	<p>第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、<u>災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ</u>、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。 <table border="1" data-bbox="893 842 1433 1120"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 3 次対策</td> <td>ア・イ [略]</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。</u> ○ 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。 ○ [略] ○ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市町村本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。 ○ <u>県本部長は、大量の廃棄物が発生し、県内における処理が困難であると認めるときは、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。</u> <p>2 し尿処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、<u>災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ</u>、あらか 	区分	処理内容	[略]		第 3 次対策	ア・イ [略]
区分	処理内容													
[略]														
第 3 次対策	ア・イ [略] ウ これらの廃棄物のうち建設 材等については、 <u>路盤材等に再利用するよう努める。</u>													
区分	処理内容													
[略]														
第 3 次対策	ア・イ [略]													

	<p>理方法、処分地等を定める。</p> <p>○ [略]</p>	<p>じめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。</p> <p>○ [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 市町村は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ廃棄物の処理方法等を定めることについて規定するもの</p> <p>○ 市町村は、災害廃棄物処理の再生利用及び減量化に努めることについて規定するもの</p> <p>○ 県は、県内において廃棄物処理ができないと判断した場合は、国、都道府県に応援要請を行うことについて規定するもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-178</p> <p>1-3-179</p> <p>1-3-180</p>	<p>第26節 農畜産物応急対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1) 協力機関</p> <p>○ 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>県農業共済組合連合会</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ <u>農業共済組合</u></p> <p>カ <u>獣医師会</u></p> <p>キ [略]</p> </div> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 飼料等の確保</p> <p>○ 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、<u>県経済農業協同組合連合会</u> 又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。</p> <p>エ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>第26節 農畜産物応急対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1) 協力機関</p> <p>○ 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>県農業共済組合</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ <u>県獣医師会</u></p> <p>カ [略]</p> </div> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 飼料等の確保</p> <p>○ 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、<u>全国農業協同組合連合会岩手県本部</u> 又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。</p> <p>エ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案								
1-3-182	<p>第 27 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第 1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） 公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 河川管理施設</p> <table border="1" data-bbox="301 752 831 1025"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）</td> <td>四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、<u>石淵ダム</u>の河川管理施設</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(3)～(7) [略]</p>	[略]	国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>石淵ダム</u> の河川管理施設	[略]	<p>第 27 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第 1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） 公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 河川管理施設</p> <table border="1" data-bbox="906 752 1422 1025"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・<u>胆沢ダム</u>管理支所）</td> <td>四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、<u>胆沢ダム</u>の河川管理施設</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(3)～(7) [略]</p>	[略]	国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・ <u>胆沢ダム</u> 管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>胆沢ダム</u> の河川管理施設	[略]
[略]										
国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>石淵ダム</u> の河川管理施設									
[略]										
[略]										
国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・ <u>胆沢ダム</u> 管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>胆沢ダム</u> の河川管理施設									
[略]										
1-3-183	<p>3 実施要領</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 二次災害の防止対策</p> <p>○ 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>3 実施要領</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 二次災害の防止対策</p> <p>○ 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。</p> <p>○ <u>県及び市町村は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第 15 節「避難・救出計画」に定める避難勧告等の発令等の措置をとる。</u></p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>								
修正理由	<p>○ 二次災害の危険性がある場合における、県及び市町村の措置について規定するもの</p> <p>○ 胆沢ダムの完成に伴い、所要の修正をするもの</p>									

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-188	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～3 [略]</p>																
1-3-189	<p>4 電気通信施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ（株） <u>ソフトバンクテレコム</u> <u>（株）</u></td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>（株）NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td>KDDI（株）</td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンクモバイル</u></td> </tr> <tr> <td><u>（株）</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ（株） <u>ソフトバンクテレコム</u> <u>（株）</u>	[略]	（株）NTTドコモ	KDDI（株）	<u>ソフトバンクモバイル</u>	<u>（株）</u>	<p>4 電気通信施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ（株）</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>（株）NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td>KDDI（株）</td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンク（株）</u></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ（株）	[略]	（株）NTTドコモ	KDDI（株）	<u>ソフトバンク（株）</u>	
実施機関	担当業務																	
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ（株） <u>ソフトバンクテレコム</u> <u>（株）</u>	[略]																	
（株）NTTドコモ																		
KDDI（株）																		
<u>ソフトバンクモバイル</u>																		
<u>（株）</u>																		
実施機関	担当業務																	
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ（株）	[略]																	
（株）NTTドコモ																		
KDDI（株）																		
<u>ソフトバンク（株）</u>																		
修正理由	○ 指定公共機関の合併等に伴い、所要の修正をするもの																	

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-209	<p style="text-align: center;">第 31 節 林野火災応急対策計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北森林 管理局</td> <td><u>消火薬剤及び</u> 消防資機材の調達及 びあっせん</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		東北森林 管理局	<u>消火薬剤及び</u> 消防資機材の調達及 びあっせん	[略]		<p style="text-align: center;">第 31 節 林野火災応急対策計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北森林 管理局</td> <td>消防資機材の調達及びあっせん</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		東北森林 管理局	消防資機材の調達及びあっせん	[略]	
実施機関	担当業務																	
[略]																		
東北森林 管理局	<u>消火薬剤及び</u> 消防資機材の調達及 びあっせん																	
[略]																		
実施機関	担当業務																	
[略]																		
東北森林 管理局	消防資機材の調達及びあっせん																	
[略]																		
修正 理由	<p>○ 東北森林管理局において、林野火災の空中消火における消火薬剤の調達に係る運営要領を廃止したことから、所要の修正をするもの</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案																
1-4-4	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>○ 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。</p> <p>○ [略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 租税の徴収猶予及び減免等</p> <p>○ 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="272 1429 823 1518"> <tr> <td style="width: 10%;">実施 機関</td> <td>租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、<u>地方税</u>及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	実施 機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱	[略]		県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、 <u>地方税</u> 及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。	[略]		<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>○ 市町村は、必要に応じて、<u>被災者台帳システムを活用し</u>、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。</p> <p>○ [略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、<u>必要に応じて、被災者台帳システムを活用し</u>、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 租税の徴収猶予及び減免等</p> <p>○ 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="880 1429 1447 1518"> <tr> <td style="width: 10%;">実施 機関</td> <td>租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、<u>地方税法</u>及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	実施 機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱	[略]		県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、 <u>地方税法</u> 及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。	[略]	
実施 機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱																	
[略]																		
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、 <u>地方税</u> 及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。																	
[略]																		
実施 機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱																	
[略]																		
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、 <u>地方税法</u> 及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。																	
[略]																		
1-4-5	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p>																
修正理由	<p>○ 市町村における被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付手続きに関して、被災者台帳システムを活用するよう規定するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>																	